

[標準様式例 7-3]

### 随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	警視庁第七機動隊(11) 設計その2業務
業務概要	基本設計及び実施設計において実施した当該施設の設計意図を工事請負者に正確に伝える業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約年月日	平成24年2月14日
契約業者名	株式会社 石本建築事務所
契約業者の住所	東京都千代田区九段南四丁目6番12号
契約金額	12,820,500 円(税込み)
予定価格	10,710,000 円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>警視庁第七機動隊は、平成21年度に公募型プロポーザル方式により警視庁七機動隊外設計業務の設計者として特定された株式会社石本建築事務所が基本設計及び実施設計業務を実施した。</p> <p>本業務は、国土交通省告示15号(平成21年1月7日制定)の工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務である。業務内容は、工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、設計成果図書に基づき、質疑内容、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務(以下「設計意図伝達業務」)であり、警視庁第七機動隊に係る工事の実施において、工事受注者との打ち合わせや設計図書を補完する説明図及びデザイン詳細図等の作成、設計意図の伝達に係る施工図の確認及び仕上げ材料の色彩計画書を作成するものである。</p> <p>本業務は、警視庁第七機動隊に係る設計業務において全体の調整ととりまとめを行った設計者以外に知り得ない情報である設計意図のうち、設計図書のみでは表現しづくせないものについて、工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるものであることから、設計業者がこれを行う必要がある。</p> <p>また、警視庁第七機動隊に係る設計業務については、設計内容の確定後でなければ設計意図伝達業務の内容及び必要業務量を確定できなかったところ、設計業務が終了し、設計者と協議のうえ設計意図伝達業務の必要業務内容を確定したことから、当該設計者と随意契約を締結するものである。</p>